

本質問集は、「条例に基づく緑化計画作成の手引き」（以下、「**手引き**」）に関するよくある質問と回答を記載しています。緑化計画の作成にあたり参考として下さい。

※条例：神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年神戸市条例第45号）

【 手 続 き に つ い て 】

No	項目	質問	回答
全 般			
1	法令	この緑化計画の届出は、どのような法令に基づくものか。	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例、同施行規則、告示（緑化基準）に基づくものです。内容は、神戸市ホームページ「緑化計画届」のページや、手引きを確認下さい。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/ryokuka.html		
2	R6.10月緑化基準改正 R7年4月1日施行	2025(R7)年4月1日に施行された、緑化基準改正（以下、新基準といい、改正前の基準は旧基準という。）の概要を教えてください。	以下の資料をご覧ください。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseigaiyou_taisyohyo.pdf		
3	基準日	新緑化基準はどのタイミングで適用されるか。	改正後の緑化基準は、2025年4月1日（以下、基準日）以降の緑化計画届に適用されます。
4	基準日	<u>基準日以前に緑化届を届け出た計画について</u> 、その変更届や完了届が基準日以降となる場合の取り扱いは。	【ケース1：変更届が基準日以降となる場合】 旧基準 又は 新基準のどちらかを適用します。ただし、その後の変更（2回目以降）は直近の基準を適用してください。 【ケース2：完了届が基準日以降となる場合】 旧基準を適用します。
5	様式入手	届出書の様式はどこで入手可能か。	神戸市ホームページ「緑化計画届」の「届出書類」のページよりダウンロードして頂けます。記入例は、手引き第3節を確認下さい。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/ryokuka.html		
6	委任状	委任状は必要か。	届出者自らが提出する場合以外は、 委任状は必要 です。様式の指定はありませんが、委任日、委任内容、委任先と委任元の住所・氏名・連絡先を記載下さい。
7	押印関係	押印は必要か。	届出様式及び委任状とも、 押印は不要 です。

8	郵送提出	届出書の提出は郵送でもよいのか。 電子申請は可能か。	郵送による受け付けは 可能 です。計2部（正1部・副1部）を信書便にて郵送下さい。郵送宛先は神戸市ホームページ「緑化計画届」の問い合わせ先に記載しています。また、当該届出の担当者の氏名・連絡先・メールアドレスを分かるようにして下さい。 電子申請は未対応です。
9	県条例との関係	県条例に基づく届出の提出は必要か。	建築場所が神戸市の区域内（市街化調整区域を除く。）の場合、県条例（「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」）ではなく、 市条例に基づく 緑化計画の届出が必要です。 なお、一定規模の製造業等の工場の場合は、別途工場立地法や県条例に基づく届出が必要です。
10	建築確認との関係	緑化計画の届出が必要な建物において、届出を提出していなければ建築確認は終了しないのか。	建築確認が終了しないということはありませんが、届出は建築確認申請前に提出して下さい。
11	対象となる緑化の範囲	全体の緑化計画のうち、基準を満たす分だけ示せばよいのか。	確定している緑化計画の全て （＝完了届時点で完成する緑化）をお示しいただく必要があります。
届 出			
12	届出の対象	届出義務の対象は何か。	市街化区域内にて、敷地面積1000㎡以上で建築面積500㎡以上の新築、増築、改築を行う場合に届出が必要です。
13	対象建築物 仮設建築物	仮設建築物は緑化基準を満たさないといけないのか。	建築基準法第85条の規定する仮設建築物の場合は、本条例に基づく緑化の義務はありません。
14	届出の対象 義務	敷地面積1,000㎡以上だが、建築面積500㎡未満の新築は、届出・緑化ともに義務なしか。	届出・建築物緑化の義務はありません。しかし、敷地面積1,000㎡以上のため、敷地緑化の義務があります。
15	届出の時期	届出はいつまでに行えばよいのか。	計画届の場合：建築確認の申請前 変更届の場合：計画の内容を変更しようとするとき 完了届の場合：緑化が完了した日から15日以内
16	届出の対象 変更届	届け出ている緑化計画を変更しようとする場合、変更届は必要か。	必要です。 変更工事着手前 に届け出して下さい。 （ただし、届け出た緑化の面積の一部が単純に増加するのみの場合、変更届は不要です。その場合、完了届にて変更後の内容を報告下さい。）
17	変更届記載 例	緑化計画変更届の様式の記入方法を知りたい。	手引きP4の様式記入例を参照下さい。 （変更前）を赤字、（変更後）を黒字にて併記し、変更しようとする箇所・変更前後がわかるようにして下さい。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=6			

18	添付図書	添付図書には何が必要か。 壁面緑化がなければ立面図を添付する必要はないか。	添付図書は、手引き第1節「3. 届出書類」のとおりです。 壁面緑化がない場合でも、2面以上の立面図は添付下さい。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=5		
19	完了時 検査の有無	緑化工事完了後、検査はあるのか。	検査はありません。緑化工事完了後、完了届を提出して下さい。緑化計画に沿って工事が行われていることを確認できる資料の添付が必要です。 詳しくは、 手引き第4節「4. 施工写真」「5. 完了検査について」 をご確認下さい。資料により状況が確認できない場合は、追加の写真等の提出を求めることがあります。 客土、土壌改良等施工後目視できなくなる内容については、特に写真の取り忘れにご注意下さい。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=30		
緑化基準			
20	緑化基準	緑化基準はどのようなものか。	一定規模の建築行為に対して課せられるもので「 建築物の緑化基準 」と「建築物の 敷地の緑化基準 」の 2つの基準 があります。規模により、敷地緑化のみ 若しくは 両方の基準を満たす必要があります。
21	緑化計画図	図面に記載する項目は、緑地の位置、その面積、樹種や本数でよいか。	いいえ。ご計画の緑化が 持続的に生育可能 かという観点からも審査致します。「土」「光」「水」の生育環境が整っている計画であることが必要です。 手引き第1節「3. 届出書類」の、 植物名、数量、規格、植栽密度、支柱、土壌改良資材の内容・使用量や客土の土質・厚・幅なども図面に記載下さい。 手引きP.21「 植栽平面図の作成例 」に則って作図下さい。
	HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=23		
22	緑化基準 複数棟	敷地面積1,000㎡以上の敷地に、建築面積1,000㎡と500㎡の2棟を新築する場合、2棟とも建築物緑化が必要か。	いいえ。建築面積1,000㎡の棟のみ建築物の緑化基準の対象です。
23	緑化基準 建蔽100%	基準建蔽率100%の場合、敷地の必要緑地面積はどのような取り扱いになるか。	その場合、空地面積は0㎡となるため、条例上の必要緑地面積は0㎡となります。当該計画が基準建蔽率100%を適用できることは設計者様がご確認の上、その根拠を図面等に記載下さい。必要緑地面積が0㎡であっても、届出が必要な規模で建築行為される場合は、届出が必要です。（なお、本質問集11のとおり、ご計画のある緑化計画は全て届出内容に反映して下さい。）
24	老人ホーム	老人ホームの敷地の緑化基準は、住宅（空地面積の30%）か建築物（空地面積の50%）かどちらの基準を用いれば良いか。	建築基準法上の用途 が老人ホームの場合、建築物の緑化基準を適用します。

25	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の敷地の緑化基準は、住宅（空地面積の30%）か建築物（空地面積の50%）かどちらの基準を用いれば良いか。	建築基準法上の用途 によります。 共同住宅、寄宿舍の場合：住宅の基準 上記以外の場合：建築物の基準
26	特定工場	特定工場に該当するかどうか判断に困っている。	手引きP17「工場等の緑化届に関するフローチャート」を参照下さい。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=19			
27	特定工場	所管部署に確認すると、製造業を営む工場は特定工場に該当するといわれたが、その場合、条例上の緑化義務は免除されるのか。	いいえ。 【建築物緑化義務】⇒免除規定はありません。 【敷地の緑化義務】⇒工場立地法等により敷地の緑化義務がある場合は、本条例の対象外としています。（二重制限を避けるための規定） なお、特定工場等であっても、敷地の緑化義務がないものは、本条例の対象となりますので、敷地の緑化基準に適合していただく必要があります。
28	その他の基準	その他の基準（本条例以外の基準）による植栽計画は、本届出の植栽面積に計上できるか。	例えば、法面保護のため種子吹付を実施する植栽を本届出の植栽面積に計上するには、本手引き及びガイドラインの基準以上であることが必要です。
緑化計画関係			
29	求積方法	緑地の求積方法は、CAD求積でもよいか。	はい。各緑地の面積と求積方法を明示して下さい。
30	求積方法 縁石等	緑地面積に縁石、排水溝、柵蓋や基礎等の工作物等を含めてもよいか。	含めることはできません。緑地の部分のみ計上して下さい。
31	中高木	中高木の緑地面積は実際の枝張りに関わらず、植栽時の樹高からみなしの樹冠面積で算定してよいか。	はい。 なお、その他の植栽についても面積の算定方法が決められています。詳しくは手引き第2節を確認下さい。
32	中高木	植樹時の高さに応じたみなし樹冠の植栽面積を計上する場合、P9に記載のみなし直径の葉張りの樹木を植える必要があるか。	いいえ。 みなし樹冠直径は、本届出の植栽面積を算定するためのものであり、実際の樹木の葉張りを定めるものではありません。
33	中高木	低木・地被植物に、高木・中木の緑地面積が重なる場合、両方の緑地面積を重複して計上してもよいか。	はい。 ただし、高木と中木同士の樹冠は 重複して計上できません 。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=10			
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kisairei_zushiryuiten_1_1.pdf			
34	計画開発区域	加算可能な緑地面積を算出したところ、既に敷地の緑化基準を超えたが、計算間違いか。	いいえ。 計画開発区域によっては、緑地率が基準値を超える場合もあります。ただし、本質問集No.11のとおり、 ご計画の緑化計画は全て 届出内容に反映して下さい。

35	樹冠面積	樹冠の敷地外にはみ出ている部分や建築物等に掛かる場合は、どのようにカウントするのか。	敷地外の部分は、緑地面積に計上できません。 建築面積に算入されている部分は、緑地面積に計上できません。
36	樹冠面積	高木と中木のみなし樹冠の面積は重複計上できないが、どのように面積を計算するのか。	原則としてみなし樹冠が重複しないように配植してください。緑化計画図上にみなし樹冠の大きさの円で樹木を表し、計上面積を求積します。やむを得ず重複する部分は、CAD求積等により、 植栽面積から除外 してください。ただし、あまりにも近づきすぎてしまいますと、隣の根が緩衝し合い悪影響を及ぼす場合がありますので、ご留意下さい。（原則、高木の間隔は3 m以上あけて下さい。）

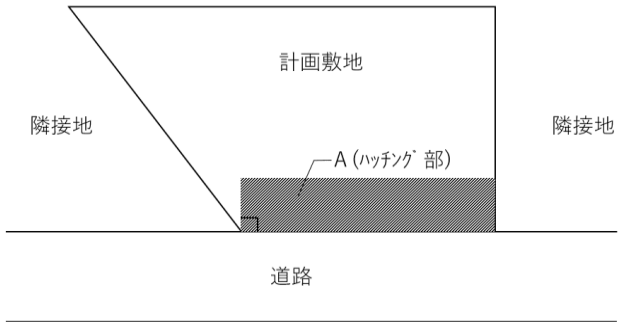
維持管理関係

37	既存の植栽を減らしたい	既存の植栽を減らしたいが可能か。	本届出に基づいて整備された植栽は、建築の必要条件として設けられたもので対象の建築物が存在する限り、適切な維持管理を行って下さい。万が一、敷地内の土地利用の変更等により、植栽の変更が必要となる場合も、他の場所に同様の植栽を行うなどして、緑化基準に適合するように植栽面積を確保して下さい。（手引き 第5節「緑化後の維持管理」をご確認下さい。）
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseitebiki.pdf#page=31			

【 基 準 に つ い て 】

No	項目	質問	回答
38	太陽電池設置算出方法	太陽電池パネルの設置面積の算出方法を教えてください。	太陽電池パネルの勾配を考慮した水平投影面積が設置面積となります。『（1枚当りの水平投影面積）×設置総枚数』により算出下さい。
39	複合用途	複合用途の緑化基準を教えてください。	【建築物緑化】用途に関係なく（建築面積）×5％ 【敷地の緑化】それぞれの用途に供する部分の床面積のうち、 過半 の床面積を占める部分の用途を当該建築物の用途とみなして下さい。
40	道路等公共空間	道路等公共空間とは何を指すか。	道路のほか、公園、緑地、広場、河川など不特定多数の人が時間を問わず利用できる空間のことをいいます。所有や管理形態は問いません。
41	割り増し係数（壁面緑化）	ヤシ繊維と金網の併用により壁面緑化した場合、道路等に面する距離に応じた緑化面積の割り増しを適用できるか。	できません。 壁面緑化の割り増しの対象となるのは、基盤造成型のみです。
42	緑化基準	例えば、高木を 最低 1本植えるなどの規定はあるか。	ありません。

43	客土と土壌改良材	客土入替と土壌改良材の混合は必ずしないといけないのか。	はい。 持続的に生育可能な植栽計画であることが必要です。 神戸市には神戸層群、大阪層群という水はけの悪い地層が広く分布しているため、基本的な植栽基盤として、マサ土を客土し、土壌改良資材を混合することが必要です。 神戸らしい緑化ガイドラインP25、P27、P33に植栽基盤（土壌）について説明していますので、ご確認下さい。
HPアドレス： https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kaiseiguide_1.pdf#page=29			
44	庇・軒下の緑化	庇下や軒下に植栽する場合、緑化面積に計上してよいのか。	【低木地被類・フェンス緑化・壁面緑化の場合】 計上できません。 【中高木の場合】 樹幹を庇・軒下ラインの外側に計画する場合は計上することができます。ただし、みなし樹冠面積を計上する場合、建築面積と重複する部分は除外する必要があります。
45	本届出における基準建蔽率①	空地面積の算出における基準建蔽率とは。	建築基準法の規定による適用可能な最大の建蔽率を採用することができます。角地等の建蔽率緩和の適否は、設計者様等においてご確認下さい。 地区計画等地域のルールにより建蔽率の上限が定められている場合がありますのでご注意下さい。
46	壁面緑化	地面から垂直に立ち上がる塀（ブロック塀/RC塀）に基盤造成型若しくは金網とヤシ繊維マット併用の緑化をする場合、壁面緑化として計上できるか。	建築確認申請に係る建築物に附属する塀であれば計上できます。道路等公共空間に面する計画の場合、その距離に応じた割り増し係数を適用することもできます。
47	緑地面積控除	植栽の中に、基礎、会所蓋、照明柱などの工作物等がある場合は緑地面積から控除しなければならないか。	はい。 工作物など緑に覆われない面積は緑地面積に計上できません。
48	面するとは①	割り増し係数を適用することができる要件である、道路等公共空間に面するとは。	上述の道路等公共空間から容易に目視でき、構造物に遮られていないことをいいます。例えば道路等と植栽の間に目隠しフェンスや駐車場・駐輪場がある場合は面するとはいいません。

49	面するとは ②	下図のような道路と敷地の関係の場合、面する範囲はどこか。	ハッチング A の部分を面する範囲とすることができます。 (本質問集No.4 9 の面する要件を満たす必要があります。)
			
50	割り増し係数 (敷地緑化)	下図のような、適用できる割り増し係数が異なるみなし樹冠同士が重なる部分の割り増し係数は。	重複する部分 (ハッチング A) の割り増し係数は高い方の値を適用することができます。
		